

## 岸和田市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市に所在するブロック塀等の所有者（国及び地方公共団体が所有しているブロック塀等を除く。）が行うブロック塀等の撤去工事に対し、予算の範囲内でその撤去工事費用の一部に対する補助金を交付することにより、もって地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防ぎ、安心安全なまちづくりの確保を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年岸和田市規則第43号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀をいう。

(2) 道路等 公道（国道、府道、市道又は国及び地方公共団体が管理する道）をいう。

(3) 撤去工事 次に掲げる工事をいう。ただし、ブロック塀等が幅員4メートル未満の道路等に面している場合は、当該ブロック塀等をすべて撤去するものとする。

ア 道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さ（ブロック塀等の下の基礎又は擁壁を含む。以下同じ。）を80センチメートル未満の高さに撤去し、ブロック塀等の安全性を向上させる工事

イ ブロック塀等の下に高さ80センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の擁壁又は宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条に規定する間知石練積み造その他の練積みの擁壁がある場合におけるブロック塀等の部分のみを撤去する工事

(4) 撤去工事施工者 補助対象となるブロック塀等の撤去工事を施工する事業者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則の定めるところによる。

### (補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 道路等に面しているもの（ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界線までの水平距離より高いものに限る。）

- (2) ブロック塀等の高さ（道路等の地盤面からの高さをいう。）が、80センチメートル以上のもの。
- (3) 別表に定める点検表により安全が確認できないもの。
- (4) 同一の利用に供されている土地において、これまでに本補助金の交付を受けていないもの。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 市内に所在する道路等に面したブロック塀等の所有者であつて、補助対象ブロック塀等を撤去する者であること。
- (2) 本市が賦課する市税を滞納していないこと。
- (3) 岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助金の対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助対象ブロック塀等の撤去に要する経費（撤去工事に伴い発生する産業廃棄物の処分費を含む。）と、撤去工事を行うブロック塀等の見附面積1平方メートル当たり11,000円を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。

- 2 前項の補助対象ブロック塀等の撤去に要する経費は、消費税仕入額控除（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除）を行う補助事業者の場合は、消費税及び地方税相当額は含まないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、150,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てするものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助事業者は、ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 点検表（別表）
- (2) 付近見取り図
- (3) ブロック塀等の配置図（ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面）

- (4) 現況写真（ブロック塀等の全景及び高さが分かるもの）
  - (5) 撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）
  - (6) 誓約書（様式第2号）
  - (7) 市税の完納証明書又は市税の納付状況確認同意書（様式第3号）
  - (8) 補助事業者が法人である場合は、登記事項証明書（商業・法人）
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 次条の規定による交付が決定する前に、補助金の交付の申請を取下げの場合は、ブロック塀等撤去事業補助金交付申請取下届（様式第4号）を、市長に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）を補助事業者に通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、ブロック塀等撤去事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）を当該申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 補助事業者は、規則第7条第1項に定めるもののほか、補助対象ブロック塀等の撤去後に、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法令に違反した建築物を建築又は工作物を設置しないよう努めること。

（変更等の承認）

第10条 規則第7条第1項第1号から第3号の承認の申請をするときは、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げる書面に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 規則第7条第1号及び第2号の承認 補助事業内容変更承認申請書（様式第7号）
- (2) 規則第7条第3号の承認 補助事業中止・廃止承認申請書（様式第8号）

2 前項の必要な書類は、次の各号に掲げるところによる。ただし、規則第7条第3号の承認の申請にあたっては、書類の添付は不要とする。

- (1) 変更内容の分かる図面・写真
- (2) 撤去工事の見積書（変更後）の写し

（軽微な変更）

第11条 規則第7条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(交付決定の変更及び取消の通知)

第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項第 1 号及び規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、ブロック塀等撤去事業補助金交付決定変更通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第 10 条第 1 項第 2 号及び規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ブロック塀等撤去事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

(撤去工事の着手)

第 13 条 補助事業者は、当該通知後、速やかに、撤去工事施工者と契約を行い、撤去工事に着手するものとする。

(実績報告)

第 14 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の 2 月末日（2 月末日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）にあたるときは、その翌日以降の休日等でない直近の日）のいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去事業実績報告書（様式第 11 号。以下「実績報告書」という。）により行うものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる必要な書類を添付するものとする。

- (1) 撤去工事が完了したことが分かる写真
- (2) 撤去工事の請求書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）
- (3) 撤去工事の領収書の写し

3 第 17 条第 1 項の規定による補助金の代理請求及び代理受領の委任をする場合は、前項第 3 号の書類に代えて、撤去工事の請求金額から補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定をした場合には、ブロック塀等撤去事業補助金交付額確定通知書（様式第 12 号）により通知を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき補助金に額が確定した後に、ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書（様式第 13 号。以下「補助金交付請求書」という。）により行わせるものとする。

(補助金の代理請求及び代理受領)

第 17 条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて撤去工事を行った撤去工事施工者に対し、ブロック塀等撤去事業補助金の代理請求及び代理受領（以下「代理請求及び代理受領」という。）を委任することができる。

2 補助事業者は、前項の委任をするときは、着手する前に代理受領及び代理請求を委任しようとする撤去工事施工者（以下「代理受領者」という。）から当該委任に係る同意を得るものとする。

3 補助事業者が、第 1 項の規定による委任をしたときは、補助金交付請求書にブロック塀等撤去事業補助金の代理請求及び代理受領に係る委任状（様式第 14 号。以下「代理請求及び代理受領委任状」という。）を添付して、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

2 市長は、代理請求及び代理受領委任状を添えた補助金交付請求書を受けたときは、前項の規定において「補助事業者」とあるのは「代理受領者」とし、また「補助金」とあるのは「補助金に相当する額」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により代理受領者に補助金に相当する額を交付した場合、補助事業者に補助金を交付したものとみなす。

(交付決定の取り消し)

第 19 条 市長は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 自らの責めに帰すべき事情により事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 第 8 条に規定する補助金の交付の決定前に着手したとき。

(4) 市長の指示に従わないとき。

(5) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、ブロック塀等撤去事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

(返還通知書)

第 20 条 規則第 18 条に規定により補助金等を返還させようとするときは、ブロック塀等撤去事業補助金返還通知書（様式第 15 号）により補助金の交付を受けた者に対し通知す

るものとする。

(書類の保存)

第 21 条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第 3 条、第 7 条関係)

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)

様式第 8 号 (第 10 条関係)

様式第 9 号 (第 12 条関係)

様式第 10 号 (第 12 条、第 19 条関係)

様式第 11 号 (第 14 条関係)

様式第 12 号 (第 15 条関係)

様式第 13 号 (第 16 条関係)

様式第 14 号 (第 17 条関係)

様式第 15 号 (第 20 条関係)

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。